

【第 1 号議案 自治会規約・細則の改正について】

当百合ヶ丘ハイツ自治会の高齢化が看過できない状況にあります。対策を遅滞なく進めていきます。課題として想定されるのはブロック毎の当番（評議員）（以下評議員で表示）の選定、評議員の数、自治会組織の見直しです。

2021(令和3)年12月5日付けの臨時総会（書面表決）で評議員の選定時における年齢等による免除規定の改正については必要数の賛意を頂きました。所管の区役所へも届で、2022(令和4)年2月1日付けで規約の変更認可を受領しました。

今回の第1号議案による提案は、評議員数の削減とそれに伴う自治会組織の見直しです。特に高齢化が進んでいる「港南百合ヶ丘ハイツ」において、現在10世帯で一人の評議員を選出していますが、15ないし20世帯で一人にする案です。同時に8部会で構成されている部会を6部会に縮小します。縮小した部の事業については、活発な活動をしている百合ヶ丘いきいきクラブとの連携を強化して補てんを図ります。残存する6部の事業内容についても2022(令和4)年度の課題として協議のうえ決定します。

但し、評議員の選出の削減（47人から30人）は2023(令和5)年度より施行します。

〈自治会規約・細則の改正案〉

自治会規約（改正案）	自治会規約（現規約）
第1章 総則	第1章 総則
第5条（部会）	第5条（部会）
<p>本会は、第4条に掲げる事業を達成するため、次の各部、<u>検討委員会及びその他の別組織</u>を置きそれぞれに事業を行う。</p> <p>(1) 総務企画部 (2) 防犯防災部 (3) 文化体育部 (4) 女性部 (5) 青少年子ども部 (6) 会館運営部</p> <p>2 検討委員会</p> <p>(1) <u>夕涼み会運営委員会</u>（新規組織化） (2) <u>災害対策委員会</u>（新規組織化） (3) サロン運営委員会</p> <p>なお、部会、検討委員会の統廃合及び新設は、評議員会の議決によって行うことができる。</p> <p>3 その他の別組織</p> <p>百合ヶ丘いきいきクラブをその他別組織として位置付ける。</p>	<p>本会は、第4条に掲げる事業を達成するため、次の各部を置きそれぞれに事業を行う。</p> <p>(1) 総務企画部 (2) 環境衛生部 (3) 防犯防災部 (4) 文化体育部 (5) 高齢者福祉部 (6) 女性部 (7) 青少年子ども部 8) 会館運営部</p> <p>なお、部会の統廃合及び新設は、評議員会の議決によって行うことができる。</p> <p>2 百合ヶ丘いきいきクラブをその他組織として位置付ける。</p>

第2章 役員	第2章 役員
第6条（役員の種類別）	第6条（役員の種類別）
<p>本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会 長 1名</p> <p>(2) 副会長 4名以内</p> <p>(3) 会 計 2名</p> <p>(4) 監 事 2名</p> <p>(5) 部 長 <u>6名</u></p> <p>(6) 副部長 <u>6名</u></p> <p>(7) 評議員 <u>30名</u>（役員を含む）</p>	<p>本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会 長 1名</p> <p>(2) 副会長 4名以内</p> <p>(3) 会 計 2名</p> <p>(4) 監 事 2名</p> <p>(5) 部 長 <u>8名</u></p> <p>(6) 副部長 <u>8名</u></p> <p>(7) 評議員 <u>47名</u>（役員を含む）</p>
第12条（ブロック及び当番）	第12条（ブロック及び当番）
<p>当会の区分を<u>30</u>区分し、それぞれに当番（評議員）を置く。なお会長、副会長、相談役、顧問選出のブロックには追加して当番（評議員）を置くことが出来る。</p> <p>2. 当番（評議員）の選出にあたり次の条件何れかに当てはまる場合は、当番（評議員）を免除する。但し、世帯主だけでなく世帯を構成する成人が全員当てはまる場合である。</p> <p>（1）年度当初の4月1日現在で80歳以上である。（2）介護保険の要支援以上の認定を受けている。（3）健康上の理由で日常的な活動が困難である。</p>	<p>当会の区分を<u>47</u>区分し、それぞれに当番を置く。なお会長、副会長、<u>部長</u>、相談役、顧問選出のブロックには追加して当番を置くことが出来る。</p> <p>2. 当番（評議員）の選出にあたり次の条件何れかに当てはまる場合は、当番（評議員）を免除する。但し、世帯主だけでなく世帯を構成する成人が全員当てはまる場合である。</p> <p>（1）年度当初の4月1日現在で80歳以上である。（2）介護保険の要支援以上の認定を受けている。（3）健康上の理由で日常的な活動が困難である。</p> <p>{ 2項については、2022（令和4）年2月1日付けで改正すみ。}</p>
第6章 規約の変更及び解散	第6章 規約の変更及び解散
第32条（規約の変更）	第32条（規約の変更）
{ 現行の規約のままです。参考です。}	この規約は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得、かつ、横浜市港南区長の認可を受けなければ変更することは出来ない。

自治会細則（改正案）	自治会細則（現細則）
第1章 役員	第1章 役員
第1条（ブロック及び役員）	第1条（ブロック及び役員）
<p>規約第13条のブロック及び役員は、次のとおりとする。</p> <p>1 ブロック</p> <p>百合ヶ丘ハイツ1号棟～5号棟・5ブロック</p> <p>百合ヶ丘ハイツ6号棟～7号棟・4ブロック</p>	<p>規約第13条のブロック及び役員は、次のとおりとする。</p> <p>1 ブロック</p> <p>百合ヶ丘ハイツ1号棟から17号・<u>38</u>ブロック</p> <p>戸 建 ・ ・ ・ ・ ・ 2ブロック</p>

<p>百合ヶ丘ハイツ8号棟～11号棟・4ブロック 百合ヶ丘ハイツ12号棟～13号棟・4ブロック 百合ヶ丘ハイツ14号棟～17号棟・4ブロック 小計<u>21ブロック</u></p> <p>戸建・・・・・・・・2ブロック 中央公園ハイツ・・・・・・・・2ブロック ダイアパレス・・・・・・・・2ブロック エステスクエアⅠ・・・・・・・・1ブロック エステスクエアⅡ・・・・・・・・1ブロック 下永谷北パークホームズ・・・・1ブロック 合計<u>30ブロック</u></p> <p>{30ブロックへの変更は2023(令和5)年度より施行}</p>	<p>中央公園ハイツ・・・・・・・・2ブロック ダイアパレス・・・・・・・・2ブロック エステスクエアⅠ・・・・・・・・1ブロック エステスクエアⅡ・・・・・・・・1ブロック 下永谷北パークホームズ・・・・1ブロック 計<u>47ブロック</u></p>
<p>第3条（各部の職務・事業分担）</p>	<p>第3条（各部の職務・事業分担）</p>
<p>{環境衛生部は廃部。下永谷八木第2公園、第3公園愛護会（いきいきクラブ「花咲かせ隊」）に協力依頼し、公園清掃は従来通り各棟に協力を依頼する。}</p>	<p>2. 環境衛生部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公園清掃に関する事。 2. 港南土木事務所への報告に関する事。 3. 横浜市資源回収に関する事。 4. 環境事業推進員に関する事。 5. 部長会・評議員会に関する事。 6. 総会に関する事。 7. 夕涼み会に関する事。 8. おはよう清掃に関する事。 9. 神明社の行事に関する事。 10. 震災対策本部運営及び防災訓練に関する事。 11. その他、環境衛生全般に関する事。
<p>{ 高齢者福祉部は廃部。いきいきクラブに協力依頼する。}</p>	<p>5. 高齢者福祉部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 老人会に関する事。 2. 福祉ボランティアに関する事。 3. 保健活動推進委員に関する事。 4. 「敬老の日」の記念品に関する事。 5. 芸能大会に関する事。 6. シルバーペタング大会に関する事。 7. 部長会・評議員会に関する事。 8. 総会に関する事。 9. 夕涼み会に関する事。 10. おはよう清掃に関する事。 11. 神明社行事に関する事。 12. 震災対策本部運営及び防災訓練に関する事。 13. その他、厚生福祉全般に関する事。

第3条の2（検討委員会の職務・事業分担）	
<p>夕涼み会運営委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 夕涼み会の企画・運営全般に関すること。 2. 公園及び道路の使用許可申請に関すること。 3. 電気設備工事等の契約に関すること。 4. 会員への広報、来賓招待者への案内に関すること。 5. 盆踊り等の参加者の募集、練習会に関すること。 6. 抽選会等の賞品・記念品の調達に関すること。 7. 他団体との連携に関すること。 8. その他、夕涼み会全般に関すること。 	
<p>災害対策委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 震災対策本部の運営に関すること。 2. 防災訓練に関すること。 3. 永谷小の地域防災拠点の運営に関すること。 4. 防災備品の管理運営に関すること。 5. 防災用品の展示会、防災用品の斡旋に関すること。 6. 震災対策マニュアルに関すること。 7. その他、防災全般に関すること。 	
<p>サロン運営委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自治会館の利用促進に関すること。 2. 自治会館の利用状況の広報に関すること。 3. 予約受付簿、及び会館使用簿の作成と管理。 	
第3条の3 その他の別組織	その他組織
<p>百合ヶ丘いきいきクラブ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 横浜市及び港南区シルバークラブ連合会等に所属し各種活動に参加すること。 2. 高齢期とともに生きる仲間づくりをすること。 3. こころとからだの健康づくりをすること。 4. 相互に支え合う友愛活動を推進すること。 5. 地域社会に貢献する奉仕・ボランティア 	<p>百合ヶ丘いきいきクラブ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自治会各部、特に高齢者施策については高齢者福祉部、自治会館の活用等については会館運営部と連携を図ること。 2. 横浜市及び港南区シルバークラブ連合会等に所属し各種活動に参加すること。 3. 高齢期とともに生きる仲間づくりをすること。

<p>活動をすること。</p> <p>6. 下永谷地区たすけあい連絡会に関する こと。</p> <p>7. 敬老の日の記念品の配布に関する こと。</p> <p>8. 公園清掃作業に関する こと。</p> <p>9. その他、高齢者活動に関する こと。</p>	<p>4. こころとからだの健康づくりを すること。</p> <p>5. 相互に支え合う友愛活動を 推進すること。</p> <p>6. 地域社会に貢献する奉仕・ボ ランティア活動をする こと。</p>
--	--